

2013(平成25)年10月28日

各 位

会 社 名 株式会社ドン・キホーテ
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長兼CEO 安田 隆夫
コ ー ド 番 号 7532 東京証券取引所市場第一部
本 社 所 在 地 東京都目黒区青葉台 2-19-10
情 報 開 示 責 任 者 専務取締役兼CFO 高橋 光夫
電 話 番 号 03-5725-7588 (直通)

純粋持株会社体制への移行に伴う会社分割及び 定款一部変更（商号及び事業目的の変更）に関するお知らせ

当社は、2013年7月26日に公表いたしました「会社分割による純粋持株会社体制への移行に関するお知らせ」（以下「2013年7月26日付プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、2013年12月2日をもって純粋持株会社体制に移行するため、本日、当社の営む一切の事業（ただし、当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業並びにグループ運営に関する事業を除きます。）を会社分割により当社の100%子会社である株式会社ドン・キホーテ分割準備会社（2013年12月2日付で「株式会社ドン・キホーテ」に商号変更予定。以下「吸収分割承継会社」といいます。）に承継させる旨の取締役会決議を行い、吸収分割承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします（以下、この会社分割を「本会社分割」といいます。）。本会社分割の効力発生日は、2013年12月2日を予定しております。

また、当社は、純粋持株会社体制への移行に伴い、2013年12月2日付で「株式会社ドンキホーテホールディングス」に商号変更し、その事業目的を純粋持株会社体制移行後の事業に合わせる変更を行う旨、本日、取締役会決議を行いましたので、あわせてお知らせいたします。

本会社分割及び定款変更（商号及び事業目的の変更）は、いずれも2013年11月29日に開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において関連議案が承認可決されること並びに法令に定める関係官庁等の承認が得られることが前提条件となります。なお、本会社分割は、当社の100%子会社へ事業を承継させる吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 純粋持株会社体制への移行のための会社分割

1. 純粋持株会社体制への移行の背景・目的

2013年7月26日付プレスリリースに記載のとおり、当社は、さらなる成長のために、各事業会社の権限及び責任体制の明確化を図るとともに、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、純粋持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

当社は、純粋持株会社体制への移行後、引き続き上場会社であり続けるとともに、グループ全体の企業原理である「顧客最優先主義」に基づいた柔軟な戦略策定、経営資源の最適配分、子会社における業務執行状況チェックなどの機能を担い、戦略的かつ明確な経営組織を整備することにより、引き続きグループとしての企業価値の最大化を目指してまいります。

2. 本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

吸収分割契約承認取締役会決議（当社）	2013年10月28日（月）
吸収分割契約承認取締役決定（吸収分割承継会社）	2013年10月28日（月）
吸収分割契約の締結日	2013年10月28日（月）
吸収分割承認株主総会決議（当社）	2013年11月29日（金）（予定）
吸収分割の効力発生日	2013年12月2日（月）（予定）

※本会社分割は略式分割であるため、吸収分割承継会社において株主総会決議は行われません。

(2) 本会社分割の方式

当社を分割会社とし、吸収分割承継会社を承継会社とする吸収分割であります。

(3) 本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割に際し、吸収分割承継会社は株式の割当て、その他の対価の交付を行いません。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権を発行しておりますが、その扱いに変更はありません。なお、当社は新株予約権付社債については発行していません。

(5) 本会社分割により減少する資本金等

本会社分割に伴う当社の資本金等の減少はありません。

(6) 吸収分割承継会社が承継する権利義務

本会社分割により吸収分割承継会社は、当社との間で締結した吸収分割契約に別段の定めがあるものを除き、効力発生日において当社が営む一切の事業（ただし、当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業並びにグループ運営に関する事業を除きます。）に関して有する資産、債務、雇用契約及びその他の権利義務（契約上の地位を含む。）を承継いたします。

なお、吸収分割承継会社による債務の承継は、すべて併存的（重疊的）債務引受けの方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び吸収分割承継会社ともに、本会社分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、及び本会社分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、本会社分割後における当社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みにつきましては、問題ないと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社 (2013年6月30日現在)	吸収分割承継会社 (2013年8月14日現在)	
(1) 名称	株式会社ドン・キホーテ (2013年12月2日付で「株式会社ドンキホーテホールディングス」に商号変更予定)	株式会社ドン・キホーテ分割準備会社 (2013年12月2日付で「株式会社ドン・キホーテ」に商号変更予定)	
(2) 所在地	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	同左	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長兼CEO 安田 隆夫	代表取締役社長 安田 隆夫	
(4) 事業内容	総合ディスカウントストア事業	総合ディスカウントストア事業	
(5) 資本金	20,613百万円	100百万円	
(6) 設立年月日	1980年9月5日	2013年8月14日	
(7) 発行済株式数	77,863,880株	10,000株	
(8) 決算期	6月末日	6月末日	
(9) 大株主及び持株比率	ラマンチャ 11.56% 安田 隆夫 9.95% 株式会社安隆商事 5.32% ザ チェース マンハッタン 4.51% バンク 385036 日本トラスティ・サービス 3.98% 信託銀行株式会社(信託口)	株式会社ドン・キホーテ 100%	
(10) 当事会社間関係	資本関係	吸収分割承継会社は、分割会社の100%子会社となります。	
	人的関係	分割会社の代表取締役は、吸収分割承継会社の代表取締役を兼任しております。なお、本会社分割後、分割会社と吸収分割承継会社の役員を兼任する者が生じるほか、分割会社は、同社の従業員として、吸収分割承継会社の従業員を受け入れる予定であります。	
	取引関係	分割会社は、吸収分割承継会社より経営指導業務及び管理業務などを受託する予定であります。	
	関連当事者への該当状況	吸収分割承継会社は、分割会社の連結子会社に該当いたします。	
(11) 分割会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態 (単位:百万円)			
決算期	2011年6月期	2012年6月期	2013年6月期
連結純資産	125,242	145,735	170,178
連結総資産	341,300	362,651	386,622
1株当たり連結純資産(円)	1,604.65	1,856.45	2,136.38
連結売上高	507,661	540,255	568,377
連結営業利益	25,336	29,320	32,369

連結経常利益	25,138	29,283	33,201
連結当期利益	12,663	19,845	21,141
1株当たり連結当期純利益(円)	167.82	257.47	273.47
1株当たり配当金(円)	28.00	31.00	33.00

※吸収分割承継会社は、2013年8月14日設立であり、最初の決算期を迎えていないため、確定した事業年度はございません。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

当社の営む一切の事業（ただし、当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業並びにグループ運営に関する事業を除く。）

(2) 分割する部門の経営成績（2013年6月期、百万円）

	分割事業部門(A)	分割会社単体(B)	比率(A/B)
売上高	388,192	394,261	98.46%
営業利益	22,520	23,476	95.93%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	80,646	流動負債	53,025
固定資産	36,802	固定負債	5,021
合計	117,448	合計	58,046

※分割する資産及び負債の金額は、いずれも2013年6月30日現在の貸借対照表に基づいて算出したものですが、実際に分割する資産及び負債の金額はこれに効力発生日までの増減を加除した金額となります。

5. 本会社分割後の当事会社の状況（2013年12月2日現在（予定））

	分割会社	吸収分割承継会社
(1) 名称	株式会社ドンキホーテ ホールディングス	株式会社ドン・キホーテ
(2) 所在地	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	同左
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長兼CEO 安田 隆夫	代表取締役社長 安田 隆夫
(4) 事業内容	グループ会社株式保有によるグループ 経営企画・管理、子会社の管理業務受 託、不動産管理等	総合ディスカウントストア事業
(5) 資本金	20,856百万円	100百万円
(6) 決算期	6月末日	6月末日

※記載の分割会社の資本金は、2013年10月28日現在のものであり、2013年12月2日時点では新株予約権の行使状況により変動いたします。

6. 今後の見通し

本会社分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。また、当社の単体業績につきましては、本会社分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入は関係会社からの配当収入、経営指導料収入、不動産賃貸料収入等が中心となり、また費用は持株会社としての運営機能に係るものが中心となる予定であります。

II. 定款の変更

1. 定款変更の目的

2013年12月2日（予定）に純粹持株会社体制へ移行することに伴い、商号及び事業目的の変更を行うものであります。なお、本定款変更は、本会社分割の効力発生を条件として、本会社分割の効力発生日（2013年12月2日予定）に効力が生じるものとします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための臨時株主総会開催日	2013年11月29日（金）（予定）
定款変更の効力発生日	2013年12月2日（月）（予定）

以上

定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社ドン・キホーテ</u>と称し、英文では、<u>Don Quijote Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日用品雑貨、家具、寝具、インテリア用品の販売 2. 家庭用電気機械器具、情報通信機器、電子計算機器、家庭用ガス機器・石油機器、冷暖房設備機器、給排水設備器具、給湯設備器具、消火設備器具の販売及び修理 3. 衣料品、洋品雑貨、小間物、靴、履物の販売 4. 自動車、自動車用付属品、自転車の販売及び修理並びに加工 5. 建築資材、塗料、木材、電気工事器具・工具、建築用工具の販売 6. ペット、ペット用品、園芸用樹木、草木類及び園芸用材料、肥料、飼料、工業用薬品、動物用医薬品の販売 	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社ドンキホーテホールディングス</u>と称し、英文では、<u>Don Quijote Holdings Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)</u>その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、<u>当該会社等の事業活動を支配または管理すること及びこれに附帯または関連する事業を営むことを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>百貨小売業その他商業及びこれに関連する商品の製造、加工、委託・卸売業</u> (2) <u>日用品雑貨、家具、寝具、インテリア用品の販売</u> (3) <u>家庭用電気機械器具、情報通信機器、電子計算機器、家庭用ガス機器・石油機器、冷暖房設備機器、給排水設備器具、給湯設備器具、消火設備器具の販売及び修理</u> (4) <u>衣料品、洋品雑貨、小間物、靴、履物の販売</u> (5) <u>自動車、自動車用付属品、自転車の販売及び修理並びに加工</u> (6) <u>建築資材、塗料、木材、電気工事器具・工具、建築用工具の販売</u> (7) <u>ペット、ペット用品、園芸用樹木、草木類及び園芸用材料、肥料、飼料、工業用薬品、動</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>7. 玩具、文房具、書籍、事務用品、スポーツ用品、釣用品、レコード、オーディオソフト、ビデオソフト、楽器の販売</p> <p>8. 医薬品、医薬部外品、医療機器、健康機器、衛生用品、化粧品、度量衡器の販売</p> <p>9. 貴金属、宝石、眼鏡、光学機器、美術工芸品の販売</p> <p>10. 食料品、酒類、飲料水、穀物、塩、煙草、切手、印紙、テレホンカード、商品券、高速道路券等の販売</p> <p>11. 前各号各商品の卸売、評価鑑定、通信販売、古物の販売、レンタル業並びに輸出入業</p> <p>12. 前各号の業務を目的とする企業に対する経営指導</p> <p>13. 飲食店、スポーツ施設、カラオケボックス、ゲームセンター等の娯楽施設、遊技場の経営</p> <p>14. コンピューターのソフトウェアの制作及び販売並びに賃貸</p> <p>15. 不動産の賃貸・売買・仲介・管理及び駐車場の経営 <u>(新設)</u></p> <p>16. 損害保険代理業、生命保険の募集業務</p> <p>17. 宅配便、写真現像・焼付・引伸、クリーニング、乗車券販売、航空券販売、映画・演劇・音楽会・スポーツの観覧券販売等の委託取次業務</p> <p>18. 電気、ガス、水道、電話及び放送受信に関する料金の受託収納代行</p> <p>19. 工業所有権、著作権等の無体財産権、</p>	<p>物用医薬品の販売</p> <p><u>(8)</u> 玩具、文房具、書籍、事務用品、スポーツ用品、釣用品、レコード、オーディオソフト、ビデオソフト、楽器の販売</p> <p><u>(9)</u> 医薬品、医薬部外品、医療機器、健康機器、衛生用品、化粧品、度量衡器の販売</p> <p><u>(10)</u> 貴金属、宝石、眼鏡、光学機器、美術工芸品の販売</p> <p><u>(11)</u> 食料品、酒類、飲料水、穀物、塩、煙草、切手、印紙、テレホンカード、商品券、高速道路券等の販売</p> <p><u>(12)</u> 前各号各商品の卸売、評価鑑定、通信販売、古物の販売、レンタル業並びに輸出入業</p> <p><u>(13)</u> 前各号の業務を目的とする企業に対する経営指導</p> <p><u>(14)</u> <u>テナント、小売店舗、飲食店、専門店、スポーツ施設、カラオケボックス、ゲームセンター、展示・保管場等の商業施設、娯楽施設、遊技場の建設、管理、経営</u></p> <p><u>(15)</u> コンピューターのソフトウェアの制作及び販売並びに賃貸</p> <p><u>(16)</u> 不動産の賃貸・売買・仲介・管理及び駐車場の経営</p> <p><u>(17)</u> <u>不動産のマーケティングリサーチ業務</u></p> <p><u>(18)</u> 損害保険代理業、生命保険の募集業務</p> <p><u>(19)</u> 宅配便、写真現像・焼付・引伸、クリーニング、乗車券販売、航空券販売、映画・演劇・音楽会・スポーツの観覧券販売等の委託取次業務</p> <p><u>(20)</u> 電気、ガス、水道、電話及び放送受信に関する料金の受託収納代行</p> <p><u>(21)</u> 工業所有権、著作権等の無体</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>ノウハウ、システムエンジニアリング その他ソフトウェアの企画、取得、保 全、利用及び販売業</p> <p><u>20.</u> 各種情報提供サービス業</p> <p><u>21.</u> カタログ通信販売業</p> <p><u>22.</u> 広告、出版・印刷、映像、音声等のメ ディアの企画、制作、宣伝及び販売</p> <p><u>23.</u> 質屋営業及び貸金業</p> <p><u>24.</u> 旅行業法に基づく旅行業 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>25.</u> 前各号に掲げる事業に関するフラン チャイズシステムに伴うコンサルタ ント業</p> <p><u>26.</u> 前各号に附帯する一切の業務 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>財産権、ノウハウ、システム エンジニアリングその他ソフ トウェアの企画、取得、保全、 利用及び販売業</p> <p><u>(22)</u> 各種情報提供サービス業</p> <p><u>(23)</u> カタログ通信販売業</p> <p><u>(24)</u> 広告、出版・印刷、映像、音 声等のメディアの企画、制作、 宣伝及び販売</p> <p><u>(25)</u> 質屋営業及び貸金業</p> <p><u>(26)</u> 旅行業法に基づく旅行業</p> <p><u>(27)</u> 株式・社債等有価証券の取得、 保有、投資、管理、売買</p> <p><u>(28)</u> 経理事務処理の請負業務</p> <p><u>(29)</u> 債権の買取業務</p> <p><u>(30)</u> 手形割引、手形買取業務</p> <p><u>(31)</u> モバイル端末等を利用した販 売促進サービス</p> <p><u>(32)</u> 前各号に掲げる事業に関する フランチャイズシステムに伴 うコンサルタント業</p> <p><u>(33)</u> 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>2. <u>当社は、前項各号に定める事業及び これに附帯または関連する業務を営 むことができる。</u></p> <p><u>附則 第1条（商号）、第2条（目的）の規定 の変更は、平成25年12月2日をもって効 力を生ずるものとする。なお、本附則は、 上記の効力発生後、これを削除する。</u></p>

以上